

第1編 潜水業務

第1章 潜水業務の概要 (p10~)

1-1 潜水業務の定義

業務とは・・・

()

法令による潜水業務の定義とは・・・

()



但し、業務の分野・作業の種類・水深において ()。

つまり潜水業務とは () を用いて行われる全ての業務のことを指すとしている。ただし海女（海士）に代表される () は含まれない

潜水業務について・・・

労働者によって行われるすべての業務は、労働者の安全衛生を確保するために、() や () などの法令の定めるところに従って実施。

潜水業務は、水中環境で行われるため、危険度大。よって潜水業務に従事することができるのは、潜水業務の安全に関して必要な知識を有していることが認められた「潜水土」に限定される。

①高気圧作業安全衛生規則第 12 条

()

②高気圧作業安全衛生規則第 11 条

()



潜水業務を行うには・・・「 」免許必要

【問】 下記の文章の正誤を判断し、その理由を答えなさい。（裏面に記入すること）

- 1) インストラクターまで取得した人は、潜水土免許を持っていなくてもダイビングショップでレジャーダイバーを指導するアルバイトをすることができる？
- 2) 海上保安庁内で潜水訓練に参加して合格したならば、潜水業務に就くことは問題ない。
- 3) レジャーダイバーでも、海底清掃などのボランティアに参加することは問題ない。